

適用除外案件 7

事業者	国（環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所）	
対象事業	名称	平成25年度飯舘村蕨平地区対策地域内廃棄物等処理業務（減容化处理）
	種類	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設（仮設焼却施設）
	規模	焼却能力：1日当たり240トン（見込み）
実施区域	相馬郡飯舘村蕨平 地内	
適用除外条項	条例第49条第4号	
適用除外認定年月日	平成26年1月27日	
適用除外とする理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本施設は、福島県内の飯舘村及びその近隣市町において発生し、放射性物質による汚染又はその懸念のために処理が滞っている農林業系廃棄物（稲わら等）、下水汚泥その他の廃棄物を処理するために時限的に設置（仮設）するものであること。 2. 本事業は、国（環境省）と飯舘村が連携して、国が実施主体として行うものであること。 3. 本施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第3項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施することとしている。 	
備考	-	